⒀　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して実施する工事完成後の工事コスト調査において、工事コスト調査結果の内容と、低入札調査時の重点調査の内容が著しく乖離した場合においては、施工体制台帳の確認やヒアリングの実施等を行い、乖離理由を検討したうえで場合によっては工事成績評定を減ずる試行対象工事である。なお、工事コスト調査の内訳については、工事コスト調査終了後関東地方整備局又は横浜国道事務所のホームページにより公表する。

⒁　本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

⒂　本工事において、低入札価格調査の調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、「施工プロセスを通じた検査の試行について（平成22年３月29日付け大臣官房地方課長、技術調査課長）」による「施工プロセスを通じた検査の試行」の試行対象工事となる。ただし、コスト縮減金額として関東地方整備局長等が認めた金額を当該入札参加者の申し込みに係る価格に加えた金額が調査基準価格を上回る場合は除く。

上記、試行対象工事となった場合は、工事施工中、品質検査員による工事実施状況、出来形及び品質について確認を行うこととし、その結果を踏まえて既済部分検査及び完成検査（完成技術検査を含む）を行うこととする。また、支払い条件は「出来高部分払方式」を採用する。

ただし、契約締結日により工期が180日以下となる工事は、本項の試行対象工事としない。

⒃　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。

本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。

なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」（関東地方整備局ホームページhttp://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000041.html）に基づき行うものとする。

総価契約単価合意方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。なお、協議開始から14日以内に「単価個別合意方式」による単価合意が成立しなかった場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。

⒄　本工事は、現場の問題発生に対して迅速な対応を行う「ワンデーレスポンス」を実施する工事である。

⒅　本工事は、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者及び施工者の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的及び設計思想・条件等の情報の共有並びに施工上の課題並びに新たな技術提案に対する意見交換等を行う「設計・施工技術連絡会議」の設置対象工事である。

⒆　本工事は、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化を目的として、発注者と施工者が一堂に会して、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計変更審査会」の設置対象工事である。

⒇　本工事は、総合評価落札方式における評価の過程の透明性をより一層向上させるため、ＶＥ提案等の採否に関する詳細な通知を実施する試行工事である。詳細は入札説明書による。

2　競争参加資格

⑴　次に掲げる条件を満たしているものにより構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成22年８月６日付け関東地方整備局長）に示すところにより関東地方整備局長（以下「局長」という。）からさがみ縦貫宮山第五高架橋工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者、又は下記の①から⑧までに掲げる条件を満たしている単体有資格業者であること。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における鋼橋上部工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

③　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

④　平成８年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の製作及び架設の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

㈠　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

㈡　橋梁形式が下記を除く鋼橋であること。

１）３径間以下の鈑桁橋

２）３径間以下の箱桁橋

ただし、連続桁の鋼床版鈑桁橋並びに連続桁の鋼床版箱桁橋は施工実績として良い。

㈢　最大支間長が25m以上であること。

㈣　鋼製橋脚または鋼製主塔であること。

㈤　床版支間長が4.5ｍ以上の鋼コンクリート合成床版の施工が含まれている工事であること。

ただし、上記㈠～㈢は同一工事とし、㈣、㈤は別工事でもよい。なお、㈣、㈤を別工事とする場合は㈠を満たすこと。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記の施工実績を有し、他の構成員は上記㈠、㈡の施工実績を有すること。

ただし、上記㈠、㈡は同一工事であること。

特定建設共同企業体にあっては、代表者が上記の施工実績を有し、他の構成員は㈠、㈡の施工実績を有すること。

ただし、上記㈠、㈡は同一工事であること。

⑤　工事全般の施工計画が適正であること。

⑥　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑦　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑧　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　１人の者が、平成８年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した上記⑴④に掲げる工事の架設現場に従事した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ただし、経常建設共同企業体又は特定建設工事共同企業体にあっては、１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。